

令和7年度の税制改正について

1 紙与所得控除の見直し

給与収入金額が190万円以下の方の最低保障額が最大10万円引きあげられます。
(190万円を超える区分の方の改正はありません。)

改正後の紙与所得控除額

紙与収入金額	紙与所得控除額		引き上げ額	
	【改正前】	【改正後】		
162万5千円以下	55万円	65万円	10万円	
162万5千円超180万円以下	給与収入×40%－10万円		10～3万円	
180万円超190万円以下	給与収入×30%+8万円		3～0万円	
190万円超360万円以下			改正なし	
360万円超660万円以下	給与収入×20%+44万円			
660万円超850万円以下	給与収入×10%+110万円			
850万円超	195万円			

2 各種所得控除等に係る所得要件の引き上げ

配偶者控除や扶養控除など、各種控除の適用を受ける場合における所得要件が10万円引き上げられます。

各種所得控除等の改正後の所得要件

所 得 要 件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する「生計を一にする子」の総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生控除の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円

3 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

19歳以上23歳未満の親族等を有する場合に、当該親族等の合計所得金額に応じて控除することができる特定親族特別控除が創設されます。

対象者

以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

*年齢が19歳以上23歳未満※の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）

*合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合は収入金額が123万円超188万円以下）

※その年の12月31日現在の年齢で判定します。民法の規定により、誕生日の前日の午後12時に満年齢に達するため、例えば1月1日生まれの人は前日の12月31日に1歳年をとると考えます。

控除額

親族等の合計所得金額と納税義務者の特定親族特別控除額

特定親族特別控除（新設）

親族等の合計所得金額 (給与収入のみの場合の収入金額)	特定親族特別控除額	
	住民税	所得税
58万円超85万円以下 (123万円超150万円以下)	45万円	63万円
85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	45万円	61万円
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	45万円	51万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円	3万円

19歳以上23歳未満の親族等の前年の収入が給与収入のみの場合の、特定扶養親族と特定親族特別控除の改正前後の適用の関係は次のとおりとなります。（特定親族特別控除に該当する場合は、控除額の適用はありますが、税法上の扶養親族としては扱われません。）

給与収入金額	改正前		改正後	
	特定扶養控除	特定親族特別控除	特定扶養控除	特定親族特別控除
103万円以下	受けられる		受けられる	受けられない
103万円超123万円以下				
123万円超150万円以下		—		受けられる
150万円超160万円以下			受けられない	
160万円超188万円以下			受けられない	受けられる※ (控除額が段階的に減少)

※住民税については、給与収入金額が160万円まで特定扶養控除額と特定親族特別控除額が同額です。

4 基礎控除額の引き上げ（所得税のみの改正で、令和7年分から）

合計所得金額が2,350万円以下の方について所得税のみ基礎控除が引き上げられます。

合計所得金額 (給与収入のみの場合の収入金額)	基礎控除額（所得税）	
	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円
132万円超336万円以下 (200万3,999円超475万1,999円以下)		88万円※
336万円超489万円以下 (475万1,999円超665万5,556円以下)	48万円	68万円※
489万円超655万円以下 (665万円5,556円超850万円以下)		63万円※
655万円超2,350万円以下 (850万円超2,545万円以下)		58万円
2,350万円超2,400万円以下 (2,545万円超2,595万円以下)		48万円

※合計所得金額が132万円超655万円以下については、令和9年分以後は58万円

5 紙与所得者の非課税となる収入の上限について

- ・所得税の基礎控除額が48万円から段階的に最大95万円まで引き上げられました。
- ・所得税と住民税の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。



これにより、所得税と住民税がかかる年収の要件が以下のように変わります。

給与所得者の非課税となる収入金額

給与収入金額	改正前		改正後	
	住民税	所得税	住民税	所得税
~93万円	からない		からない	
~103万円		からない	からない	からない
~160万円	かかる		かかる	